

●日本郵便株式会社による学術刊行物の指定に対する審査協力について

平成18年4月12日
第6回科学者委員会決定

郵便法（昭和22年法律第165号）第27条第1項第5号に規定する学術に関する刊行物の指定について、日本郵便株式会社からの照会に対して、日本学術会議としての参考意見を回答するに際しての判断基準及び手続を下記のとおり定めるものとする。

記

1 学術に関する団体の要件

次の基準を具備する「学術研究団体」又は「学術研究団体の連合体」であることを原則とする。

- (1) 学術研究の向上発達を図ることを主たる目的とし、かつその目的とする分野における学術研究団体として活動しているものであること。
- (2) 研究者の自主的な集まりで、研究者自身の運営によるものであること。
- (3) 「学術研究団体」の場合は、その構成員（個人会員）の数が100人以上であること。
- (4) 「学術研究団体の連合体」の場合は、3つ以上の協力学術研究団体を含むものであること。

2 学術に関する刊行物の要件

- (1) 人文科学、社会科学又は自然科学に関する学術の研究発表及び議論を主たる目的とするもの

次のようなものは対象外とする。

- ① 予稿集、講演要旨集、会議用資料など（ただし、これらであっても、当該研究分野の特性に応じて、掲載された内容が学術論文に準じると判断される場合を除く。この場合は、そのことの説明文書を添付すること。）
- ② 団体又はその構成員の消息、意見等をその団体内に報告、交換することを主たる目的とするもの
- ③ 文献紹介、図書目録等単なる資料集
- ④ 時事を報道論議することを主たる目的とするもの

- (2) 発行の終期を予定し得ないもの

単行本の体裁、性質を有するものは対象外とする。

- (3) 学術に関する団体自身が発行するものとしての形態を具備しているもの

発行人が国、特殊法人、独立行政法人、地方公共団体及び学校法人並びにこれらの設置した学校及び附属機関、出版社等であって、学術研究団体自身の発行するものとしての形態を具備していない次のようなものは対象外とする。

- ① 刊行物の表紙の発行人が、△△大学××学部となっているもの

- ② 刊行物の表紙の発行人が〇〇学会となっても、奥付けの部分が△△大学××学部となっているもの
- (4) 広告の掲載量が全紙面の3分の1を超えないもの
- (5) 印刷された紙面がB5判20ページ又はこれに相当するページ数を超えるもの
- (6) 1回の発行部数が100部以上のもの
- (7) (1)から(6)を具備する機関誌を原則とするが、次の機関誌については、個別審査の上で適切と認められる場合には、当該団体の機関誌とみなすことができる。
 - ① 複数の学協会が発行する合同機関誌。ただし、複数の学協会の役割を明示した書類、発行物等を審査し、当該団体の査読や著作権等に関する体制が学術研究団体として適切と認められる場合に限る。
 - ② 当該団体が編集し出版社等が発行する機関誌。ただし、当該団体の査読や著作権等に関する体制が学術研究団体として適切と認められる場合に限る。

3 申請受理から回答までの事務手続

照会のあった刊行物については、以下のとおりとする。

- (1) 科学者委員会は、必要に応じ各部に審査付託することができる。
- (2) 各部では、科学者委員会から審査を付託された場合は、当該刊行物の審査をすることが適当である分野別委員会に審査を依頼することができる。
- (3) 各部では、(2)より審査を依頼した分野別委員会の審査結果に基づき、別紙1に必要事項を記入することにより、学術刊行物に指定することの適否の審査結果を科学者委員会に回答するものとする。

また、学術刊行物に指定することが不適当とする場合には、上記1及び2に挙げられた適用番号を別紙1の適用番号欄に記入するとともに、その不適当とする理由を別紙2に別途付記するものとする。
- (4) 科学者委員会は、各部からの回答を受けて、その適否を判断し、会長に意見を述べ、会長はこれに基づいて幹事会に諮り決定する。会長は、幹事会の決定を速やかに日本郵便株式会社に通知するものとする。

4 その他

本審査協力は、日本郵便株式会社から照会のあった刊行物について、学術刊行物として指定することに関し参考意見を述べるものであり、当該刊行物を発行している団体の第四種郵便制度の運用等について責任を負うものではないことに留意する。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成18年12月22日第18回科学者委員会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成20年 1月 7日第33回科学者委員会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成21年 7月13日第13回科学者委員会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和2年 9月10日第40回科学者委員会決定）

この決定は、決定の日から施行する。